

第30号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

救急活動中において発生した事故に係る損害に関し下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月14日提出

中間市長 福田 浩

記

1 和解の相手方

北九州市在住 女性 83歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和7年1月8日（水）午後10時58分頃

(2) 事故の発生場所

福岡県北九州市八幡西区岸の浦一丁目8番1号 独立行政法人地域医療推進機構
九州病院 救急搬入口

(3) 事故の内容

救急活動中、救急搬入口にて救急車内から相手方をストレッチャーにて搬出する際、
ストレッチャーと救急車内の隙間に足が挟まり、左足第5指を受傷させた。

3 損害賠償の額

17,204円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。